

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	釧路市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び乳児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①母子保健に関する相談及び支援に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム 2.番号連携サーバ 3.中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健法に関する事務関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法 ・番号利用法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部健康推進課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4524
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・執務室の施錠 ・システム権限の付与 ・マイナンバー利用関係は指紋認証など多段階認証を運用することで職員以外が端末を使用できないようにしている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長 中山 郎生	健康推進課長 西山 潤	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 西山 潤	課長	事前	重要な変更にあたらないため(様式変更のため)
平成31年3月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年3月25日	IV リスク対策 1～9	—	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和1年12月19日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②事務の	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第7号別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事前	情報提供ネットワークシステム接続申請にあたっての見直し
令和1年12月19日	IV リスク対策 5.特定個人情報提供の提供・移転(委託や情報	—	十分である	事前	業務運用見直しのため
令和1年12月19日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事前	業務運用見直しのため
令和4年9月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②事務の	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し
令和4年9月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う義務③シス	1.健康管理システム 2.番号連携サーバ	1.健康管理システム 2.番号連携サーバ	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し
令和4年9月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号	事前	申請管理システム利用にあたっての見直し
令和7年2月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う義務②事務	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並び	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号	1.番号利用法 ・番号利用法第9条第1項 別表70の項(情報照会の根拠)	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	令和4年8月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発	—	十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの流れで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8.監査	9.監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9.従業員に対する教育・啓発	10.従業員に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	・執務室の施錠 ・システム権限の付与	事後	様式改正による変更
令和8年2月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者の時点	令和6年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)